

令和8年2月25日

報道各社 様

連絡先
伊達市
こども部こども未来課
課長 大波 浩之
電話 024-573-5691

事案名	所得税の源泉徴収の徴収漏れについて
発生日時	令和8年2月18日(水)16時頃
発生場所	伊達市役所
担当部署(連絡先)	こども部こども未来課 024-573-5691
事案の内容	<p>市が実施した解体工事設計業務委託の受託事業者から、令和7年分の確定申告を行うために必要な支払調書が発行されていないとの連絡があった。</p> <p>調査の結果、その受託事業者が個人事業主であることが確認された。本来、市は所得税法に基づき、業務委託料を支払う際に所得税250,328円を源泉徴収し、国へ納付する必要がある。</p> <p>しかし、市が源泉徴収を行わず、契約金額の全額をその事業者へ支払っていたことが判明した。</p>
初動対応	受託事業者に経過説明と謝罪を行い、源泉徴収額分を市に返還(納付)していただいた。その後、市から税務署へ納付した。
今後の対応	<p>委託契約時の事業者属性の確認を行うとともに、マニュアルを再チェックし、再発防止に努める。</p> <p>なお、徴収漏れにより延滞税が発生する見込みであり、今後、税務署からの指示により、市が延滞税の支払い手続きを進める。</p>